

神戸市従業員労働組合環境支部との交渉議事録

1. 日 時：令和8年6月25日（木）17：01～17：20
2. 場 所：環境局地下1階会議室
3. 出席者：
（市）部長（施設担当）、業務課長、業務課課長（事業管理担当）、業務課係長
他3名
（組合）市従環境支部副支部長、書記長、書記次長兼会計、他3名
4. 議 題：2026 現業統一闘争団体交渉
5. 発言内容：

要求書提出 ※別紙のとおり

（組合）今年度の現業統一闘争については、16 項目からなる要求書を提出させていただく。現業統一闘争は全国の現業労働者の仲間が統一してたたかう闘争であり、今年度については10 月 16 日を全国統一行動日に設定しており、全体の足並みを揃えた上で最終の判断をする考えである。

（組合）それでは説明させていただく。

1. 環境保全・資源循環型の廃棄物行政を確立するため、廃棄物の収集・運搬・処理・処分まで直営により事業を運営すること。

2. 行財政改革については、事前協議を遵守し労使で十分な協議を行うこと。

我々は、市民の安全・安心、快適な生活環境の保全を基本理念に、自治体清掃労働者として、環境保全・資源循環型の構築に向け減量・資源化にも取り組み、めまぐるしく変わる各種法律の制定や改正にも迅速に対応してきた。

特に、減量・資源化に向けた取り組みについては、市民の理解や協力が必要不可欠であることから、日々の協働した取り組みや、普及啓発活動を展開するなど、直営であるがゆえの即応性や柔軟性をいかんなく発揮できていると考えている。

さらには、近年、異常気象や自然災害が多発している状況下、災害時における社会的セーフティーネットの役割として、公共サービスの重要性が再認識される中、これまで災害被災地となった各地においては、最大限の支援活動を行い環境行政としての役割を果たしてきた。

このような中、廃棄物処理の安全性と効率性・経済性を両立した持続可能な一般廃棄物に関する施策展開に向け、2026 年度から新たな一般廃棄物処理基本計画が策定され、さらなる減量・資源化施策に取り組む必要がある。さらには人口減少・超高齢化社会の進

展やライフスタイルの多様化により、クリーンステーション管理負担やごみ出し困難者が増加することで、行政に求められる役割・重要性はこれまで以上に高まるため、今後も神戸市の廃棄物事業は直営により事業を行うことと併せて、行財政改革の推進については、事前協議を遵守し、今後も労使で十分な協議を行うことを要求する。

3. 減量・資源化施策のさらなる推進や発火事故をはじめとする被害の未然防止を図るため、分別・排出ルール of 徹底に向けた取り組みを強化すること。

一般廃棄物処理基本計画の実現に向け、今後も減量・資源化への取り組みと併せ、市民の安全確保および排出負担の軽減のため、カセットボンベ・スプレー缶については、中身を使い切った上で穴を開けず、透明または半透明の袋で排出するように変更されているが、依然として不燃ごみへの混入が数多く見受けられる。また、リチウムイオン電池などを使用している小型充電式機器は、過度の力が加わると、発熱・発火し、ごみ収集車や処理施設の火災の原因となっている。これまでも、カセットボンベ・スプレー缶・リチウムイオン電池などの混入に起因する火災事故が発生している。この他、家庭内で使用され、使い残された農薬、洗浄剤など各種化学物質を含有する製品についても有害性、危険性、引火性が高いことから、職員はもとより市民や近隣への被害が発生しないよう、安全確保に向けた市民への排出ルールの周知・徹底を要求する。

4. 労働災害防止に向け、局の責任において基本方針を確立し、労働職場環境の抜本的改善を行うこと。

安全で安心な職場づくりは、我々が求める基本理念であるが、現場では依然として労働災害が発生しており、過去には痛ましい事故も起きている。これまでも「安全作業の手引き」や安全衛生委員会活動、作業実施計画などにおいて安全作業の徹底を図っているが、今後も局の責任において基本方針を確立し、労働職場環境の抜本的改善を行うことを要求する。

5. 運転業務における交通事故等に伴う、身分の確保を明確にするとともに、事故防止に向けた運転講習等の充実を図ること。

車両を用いる業務特性上、交通安全に対する職員の知識・意識向上を図るため、これまで実施されてきた実技講習の活用も含め、さらなる講習の充実を図るとともに、万が一事故が発生した場合においてもドライブレコーダーなどを活用することにより、適正な事故処理を行い、交通事故における身分の確保を明確にすることを要求する。

6. 欠員については速やかに補充すること。

2020 年度より新規採用が再開され、今年度においても採用予定ではあるが、職員の高齢化や年齢の空洞化は依然として解消されず、現在においても技術継承が困難な状況

となっており、早期の改善が求められている。

あわせて現在の採用人数であれば、将来的に安定した事業運営が困難になることから、継続・拡大した採用が必要であると考えている。

また、現在欠員が生じている職種については、職員への過重な負担が発生している状況である。この状況を事業局として重く受け止め、職員に負担がかからないよう、欠員については速やかに補充することを要求する。

7. 作業の安全性・効率性を考慮した中・長期的な中間処理施設のあり方を示すとともに、老朽化が進んでいる既存の施設についても抜本的な改善を行うこと。

2017 年度より 3 クリーンセンター（東・港島・西クリーンセンター）、3 中継地（落合・妙賀山・苅藻島クリーンセンター）体制へと移行したことで、中継施設の貯留機能の活用により、災害など緊急時にも対応できる、安定的・効率的なごみ処理ネットワーク化が構築されたと考えている。

また、クリーンセンターについては、基幹的設備改良工事を実施することで最長 40 年間の運転を見越した長寿命化を図っていく考えが示されている。

このような中、落合クリーンセンターにおいては、老朽化対策工事に伴い、2026 年 4 月より搬入を停止し、2029 年度末まで工事を行う計画となっている。また、東クリーンセンターについても現在、基幹的設備改良工事を行っている状況下、全国的に課題となっている物価高騰や物資不足の影響を最小限に抑え、計画通りの工事を遂行することで、安定的・効率的なごみ処理ネットワークを維持することができ、市民の生活環境の保全・職員の安全作業の確保に繋がると考えることから、今後も計画に遅れが生じることがないよう進捗状況の把握・調整に努めるとともに老朽化対策工事については、現場職員の意見反映にも努めるよう要求する。

9. 高年齢者雇用対策について明確な考えを示すこと。

2024 年 4 月より定年延長制度が導入され、定年が段階的に引き上げられる経過期間において、雇用と年金の接続の観点から、神戸市では 65 歳まで暫定再任用制度を導入している。

しかし、加齢に伴う体力の低下や基礎疾患などにより、従前と同じような業務を遂行することが困難な職員もいることから、誰もが 65 歳まで安心して働き続けることができるよう、業務内容などについては労使で十分に協議をすることを要求する。

10. 各種感染症については、職場実態を踏まえた感染対策を、引き続き講じること。

我々が、日々従事しているごみ処理業務については、住民生活にとって必要不可欠な公共インフラとなっている。新型コロナウイルス感染症については、2023 年 5 月 8 日に感染症法上の位置付けが 2 類から 5 類に移行されたが、引き続き、安定したごみ処理

体制の確保に努めていくためにも、今後、新たな感染症についても、職員の健康管理には十分配慮した上で、より実効性のある感染症防止策を整えるとともに、感染防止に必要な物資の支給を要求する。

14. あらゆる差別の解消に向け、実効性ある取り組みを実施するとともに、清掃事業および清掃労働者に対する、市民意識を啓発すること。

清掃事業、清掃労働者に対する差別の解消は、人権にかかる重要な課題であり、資源循環型社会の構築に向け、廃棄物事業への関心が高まる中、ごみの問題やごみ処理の仕事について、正しく認識してもらうことは、我々の職場に対する理解に繋がるものと考えており、清掃事業の必要性や重要性については、引き続き市民への意識啓発に努めるよう要求する。

15. 厚生物資については質を向上させるなど、作業に適した物資の支給が行えるよう改善を行うこと。

熱中症予防対策としては、これまで経口補水液・塩タブレット・瞬間冷却材の備品化の他、ファン付き作業服の支給や新たにドライタイプの T シャツが追加されるなど、一定改善はされてきたが、我々の業務は、多種多様化していることから、引き続き作業内容に適した厚生物資を支給することが、安全で安心な作業環境の整備に繋がると考えることから、実態に応じた厚生物資の支給が行えるよう努めるとともに選択制の導入なども含め、十分に協議を行うことを要求する。

16. 事前協議制を遵守するとともに、労使妥結事項については速やかに遂行し必ず文書化すること。

環境施策実現に向けては、互いの信頼を築き良好な労使関係を構築することによって市民本位の環境行政を進めていくことができると考えている。

厳しい情勢ではありますが、労使一体となり山積する諸課題を解決しなければならないと考えるため、これまで以上に事前協議を遵守するとともに労使妥結事項については速やかに遵守し必ず文書化することを要求する。

- (市) ごみの収集・処理業務は、市民生活に密着した必要不可欠な行政サービスであり、人口減少・超高齢社会の進展やライフスタイルの多様化に伴う各種施策の展開等に対しまして、迅速かつ柔軟に対応していただいております、この場を借りて感謝申し上げます。
- 環境局においては、これまでの間も、3 クリーンセンター体制化をはじめ、大型ごみ収集、反転車による収集業務の委託化等、社会情勢も踏まえつつ、様々な手法により執行体制の効率化を図ってきた。

しかしながら、今後も超少子高齢化や国際関係の不確実性に起因する長引く物価高騰などにより、本市の財政状況は一層厳しくなることが見込まれている。そのため、市民サービスを維持していくためには、業務の効率化や執行体制の見直しについても、引き続き検討していく必要があると考えている。

現在、局においては、本年3月に改訂した「神戸市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、2034年に施設寿命を迎える西クリーンセンターを休止し、次期焼却施設を現地で建て替えることを検討しているところである。これにあわせて、3クリーンセンター体制から2クリーンセンター体制による処理体制へと移行したいと考えており、施設集約化による用地確保の費用や整備費用等の抑制を図りつつ、高性能・高効率な施設整備によりごみ処理能力を維持していきたいと考えている。

また、地域への帰属意識の希薄化をはじめとする社会情勢の変容等に伴い、クリーンステーションへの管理支援など、職員には、これまで以上に市民に寄り添った対応が求められている。現在も積極的に取り組んでいただいているところであるが、今後も若手職員への技術継承や職員研修の充実を図るなど、行政サービスを継続的かつ安定的に供給していく取り組みを続けていく。

引き続き、現場の職員や市民のご意見も伺いながら、労働環境の改善や市民サービス向上に努めていくので、ご協力をよろしくお願いしたい。

本日は、皆様から令和8年度現業統一闘争について、要求書をいただき、ご説明をお聞きしたところである。要求内容については、関係部局と十分検討した上で、勤務労働条件に関する事項について、改めて回答させていただく。よろしくお願いしたい。